

大川ダム砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (Km)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	福島県南会津郡下郷町大字 弥五島字山口5365番地 先の中山堰堤	左岸：福島県南会津郡下郷町 大字小沼崎字平石上 の平乙1314番の 5地先 右岸：福島県会津若松市大戸 町大字大川字清水乙 2896番地先	11.55
	鶴沼川	左岸：福島県南会津郡下郷町 大字高隣字又深山乙 1393番地の1地 先 右岸：福島県南会津郡下郷町 大字高隣字大桑成乙 170番の1地先	阿賀野川への合流点	1.7
	小野川	左岸：福島県南会津郡下郷町 大字湯野上字大道通 甲550番地先 右岸：福島県南会津郡下郷町 大字湯野上字大倉山 乙1番地先	阿賀野川への合流点	0.25
合 計				13.5

2. 規制の方針

大川ダムは、昭和63年ダムが完成し、現在の河床は、計画堆砂量の範囲内である。

(1) ダム下流

この区間は上流からの土砂供給がないことから、禁止区域とする。

(2) 貯水池

この区間は上流の湾曲部（阿賀川3.6k~5.0k）で土砂堆砂傾向にあるが、当該区間はダム式揚水発電の水位変動影響区間内であることから、1日の水位変動量が数メートルに及ぶ場合がある。

また、ダム式揚水発電を停止させる場合、電力事業者との協議に時間を要するとともに、発電停止期間を最小限に留める必要があることから、水位変動量を抑制することは困難である。

このため、砂利採取時の安全面や施工面での制約が大きく、骨材需要もないことから、当該区間は保安区域とする。

(2) ダム上流部

この区間は元河床と比べると浸食傾向にあり、ダム貯水池内に堆積しているものと考えられる。よって、禁止区域とし、砂利等の採取は行わないこととする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

全域が禁止区域及び保全区域のため、策定せず。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (Km)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	福島県南会津郡下郷町大字 弥五島字山口5365番地 先の中山堰堤	左岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上橋詰乙 地先 右岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上館本乙 地先 (大川ダム7.2k地点)	3.7
		大川ダム本体部	左岸：福島県南会津郡下郷 町大字小沼崎字平石 上の平乙1314番 の5地先 右岸：福島県会津若松市大 戸町大字大川字清水 乙2896番地先	0.65
	鶴沼川	左岸：福島県南会津郡下郷 町大字高隲字又深山 乙1393番地の1 地先 右岸：福島県南会津郡下郷 町大字高隲字大桑成 乙170番の1地先	阿賀野川への合流点	1.7
	小野川	左岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上字大道 通甲550番地先 右岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上字大倉 山乙1番地先	阿賀野川への合流点	0.25
合 計				6.3

(2) 保安区域

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (Km)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	左岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上橋詰乙 地先 右岸：福島県南会津郡下郷 町大字湯野上館本乙 地先	大川ダム本体部	7. 2

5. 掘削可能量及び採取可能量
禁止区域及び保安区域のため策定せず。

6. 年次計画
禁止区域及び保安区域のため策定せず。